

岩手県企業局管理規程第2号

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程

企業局安全衛生規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 産業医 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条の規定による産業医をいう。</u></p> <p><u>(所属長の責務)</u></p> <p><u>第2条の2 各室等の長は、この規程に定める事項を適切に実施するほか、職員の安全及び健康の確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>(職員の責務)</u></p> <p><u>第2条の3 職員は、安全及び健康の確保上必要な事項について各室等の長、産業医その他の安全衛生管理に従事する者の指示又は指導を受けたときはこれを遵守するとともに、常に自己の健康の保持及び増進に努めなければならない。</u></p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 衛生委員会は、当該事業所における労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第18条第1項に定める事項を調査審議する。</p> <p>(産業医)</p> <p>第9条 <u>法第13条の規定による産業医は、本庁及び次項第1号に掲げる事業所にあつては企業局長の任命する者を、同項第2号に掲げる事業所にあつては当該事業所の所在地を所管区域とする保健所長をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>企業局長の任命する産業医及び保健所長である産業医は、次に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。</u></p> <p><u>(1) 企業局長の任命する産業医 本庁及び施設総合管理所</u></p> <p><u>(2) 保健所長である産業医 当該保健所の所管区域内に所在する前号に掲げる事業所以外の事業所</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 衛生委員会は、当該事業所における法第18条第1項に定める事項を調査審議する。</p> <p>(産業医)</p> <p>第9条 産業医は、本庁及び施設総合管理所にあつては企業局長の任命する者を、<u>県南施設管理所にあつてはその所在地を所管区域とする保健所長をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>産業医は、この規程に定めるもののほか、次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</u></p> <p><u>(1) 健康診断及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第14条第1項第1号に規定する面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。</u></p> <p><u>(2) 職員の作業の管理に関すること。</u></p> <p><u>(3) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図</u></p>

(安全管理者等)

第10条 各室等の長は、法及びこれに基づく命令の定めるところにより、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者及び作業主任者（以下「衛生管理者等」という。）を選任しなければならない。

2 各室等の長は、安全管理者等を選任したときは、安全管理者等選任報告書（様式第1号）により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

るための措置に関すること。

(4) 職員の衛生のための教育に関すること。

(5) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

3 産業医は、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、その職務に関し、総括安全衛生管理者若しくは各室等の長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

4 産業医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(安全管理者等)

第10条 各室等の長は、法及びこれに基づく命令の定めるところにより、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者及び作業主任者（以下「安全管理者等」という。）を選任しなければならない。

2 各室等の長は、安全管理者等を選任したときは、別に定める様式による安全管理者等選任報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(安全管理者の職務)

第10条の2 安全管理者は、次に掲げる職務のうち技術的事項を行う。

(1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全のための教育の実施に関すること。

(3) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること

。

2 安全管理者は、職場を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者の職務)

第10条の3 衛生管理者は、次に掲げる職務のうち技術的事項を行う。

(1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなけれ

(健康管理)

第20条 各室等の長は、職員の健康状態に常に留意し、健康に異常の認められる者については、休養を勧め、又は医師の診断を受けさせる等適当な措置を講じなければならない。この場合において、必要と認めるときは、産業医の意見を聴くものとする。

2 各室等の長は、第41条第1項又は第45条第1項若しくは第3項の規定により、要保護の管理区分の判定を受けた職員又は第41条第2項の規定により、要療養（A1）の判定を受けたものとみなされた職員については、当該判定及び第9条第2項に規定する健康診断の実施に当たる産業医（第3節において「健康診断実施責任者」という。）の意見に基づき、要保護者の保護措置決定基準（別表第1。以下「措置決定基準」という。）に従い、適切な保護措置を講じなければならない。

(作業の管理)

第20条の2 [略]

(健康の保持増進の義務)

第21条 職員は、健康の保持増進に常に留意するとともに、各課等の長の指示に従い、過労を避け、摂生を重んじ、健康の回復に努めなければならない。

(予防接種の実施)

第26条 予防接種は、感染症が流行し、又はそのおそれがある場合その他総括安全衛生管理者が必要と認めた場合に行う。

第29条 第9条第2項の規定により予防接種の実施に当たる産業医（以下この節において「予防接種実施責任者」という。）は、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の定めるところにより予防接種を行うものとする。

第30条 予防接種責任者は、総括安全衛生管理者の指示に基づき、予防接種を実施しようとするときは、その日時、場所その他予防接種に関し必要な事項を各室等の長に通知しなければならない。

2 各室等の長は、前項の通知を受けたときは、速やかにその旨を職員に周知させるとともに、予防接種実施者名簿（様式第1号の2）を予防接種実施責任者に提出しなければならない。

3 [略]

ばならない。

(安全衛生推進者及び衛生推進者の職務)

第10条の4 安全衛生推進者及び衛生推進者は、第10条の2第1項各号及び前条第1項各号に掲げる職務の事務を行う。

(健康管理)

第20条 各室等の長は、職員の健康状態に常に留意し、健康に異常の認められる者については、休養を勧め、又は医師の診断を受けさせる等適切な措置を講じなければならない。この場合において、必要と認めるときは、産業医の意見を聴くものとする。

2 各室等の長は、第41条第1項又は第45条第1項若しくは第3項の規定により、要休業、要軽業若しくは要注意又は要治療若しくは要観察の判定を受けた職員又は第41条第2項の規定により、要休業及び要治療の判定を受けたものとみなされた職員については、別表に定める事後措置の基準及び産業医の意見に従い、適切な事後措置を講じなければならない。

(作業の管理)

第21条 [略]

(予防接種の実施)

第26条 予防接種は、感染症が流行し、又はそのおそれがある場合その他総括安全衛生管理者が必要と認めたときに、産業医が実施する。

第29条 産業医は、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の定めるところにより予防接種を行うものとする。

第30条 産業医は、予防接種を実施しようとするときは、その日時、場所その他予防接種に関し必要な事項を各室等の長に通知しなければならない。

2 各室等の長は、前項の通知を受けたときは、速やかにその旨を職員に周知させるとともに、別に定める様式による予防接種実施者名簿を産業医に提出しなければならない。

3 [略]

(予防接種不参届等)

第31条 各室等の長は、公務その他やむを得ない理由により指定された日時及び場所において予防接種を受けることができない職員があるときは、予防接種不参届(様式第2号)を予防接種実施責任者に提出し、その指示に従って予防接種を受けさせなければならない。

第32条 職員は、予防接種を受けなかったときは、各室等の長の指示に従い、予防接種を受け、その事実を証明する書類を各室等の長を経て予防接種実施責任者に提出しなければならない。

(予防接種実施結果の通知及び報告)

第33条 予防接種実施責任者は、予防接種が終了したときは、その結果を、予防接種実施者名簿に記入して各室等の長に通知するとともに、予防接種実施結果報告書(様式第3号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(定期健康診断)

第35条 定期健康診断は、すべての職員(第20条第2項の規定により療養の保護措置を受けている職員(以下「療養者」という。))を除く。)について、毎年5月から6月までの間に行う。

2 前項に規定する定期健康診断のほか、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員(療養者を除く。)については、毎年8月及び2月に行う。

3・4 [略]

(健康診断の実施)

第38条 健康診断実施責任者は、総括安全衛生管理者の指示に基づき、健康診断を実施しようとするときは、その日時、場所その他健康診断に関し必要な事項を定めて各室等の長に通知しなければならない。

2 [略]

3 [略]

第39条 各室等の長は、公務その他やむを得ない理由により指定された日時及び場所において健康診断を受けることができない職員については、健康診断実施責任者の指示に従って健康診断を受けさせなければならない。

第40条 職員は、健康診断を受けなかったときは、各室等の長

(予防接種不参届等)

第31条 各室等の長は、公務その他やむを得ない理由により指定された日時及び場所において予防接種を受けることができない職員があるときは、別に定める様式による予防接種不参届を産業医に提出し、その指示に従って予防接種を受けさせなければならない。

第32条 職員は、産業医が実施する予防接種を受けなかったときは、各室等の長の指示に従い、予防接種を受け、その事実を証明する書類を各課等の長を経て産業医に提出しなければならない。

(予防接種実施結果の通知及び報告)

第33条 産業医は、予防接種が終了したときは、その結果を、予防接種実施者名簿に記入して各室等の長に通知するとともに、別に定める様式による予防接種実施結果報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(定期健康診断)

第35条 定期健康診断は、全ての職員(第20条第2項の規定により療養のため勤務させないこととする事後措置が講じられている職員(以下「療養者」という。))を除く。)について、毎年4月から6月までの間に行う。

2 前項に規定する定期健康診断のほか、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第22条第1項若しくは第2項又は省令第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員(療養者を除く。)については、毎年8月から翌年2月までの間に健康診断を行う。

3・4 [略]

(健康診断の実施)

第38条 産業医は、第35条第3項及び第4項又は前条第2項の規定により総括安全衛生管理者が定めた検査の項目及び実施の細目に従い健康診断を実施するものとする。

2 産業医は、健康診断を実施しようとするときは、その日時、場所その他健康診断に関し必要な事項を各室等の長に通知しなければならない。

3 [略]

4 [略]

第39条 各室等の長は、公務その他やむを得ない理由により指定された日時及び場所において健康診断を受けることができない職員については、産業医の指示に従って健康診断を受けさせなければならない。

第40条 職員は、健康診断を受けなかったときは、各室等の長

の指示に従い、健康診断終了後1月以内に、健康診断受診届（様式第5号）に必要な資料を添え、各室等の長を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、健康診断実施責任者が適当と認めたときは、健康診断を受けたものとみなす。

（健康管理区分の判定等）

第41条 健康診断実施責任者は、健康診断を実施したときは、健康診断の結果を、健康管理区分判定基準（別表第2。以下「判定基準」という。）に従い、当該健康診断を受けた職員（前条第2項の規定により健康診断を受けたものとみなされた職員を含む。）について健康管理区分の判定を行い、その判定を健康診断結果判定通知書（様式第6号）により各室等の長に通知しなければならない。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって企業局長が定めるものをいう。第46条第1項において同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。

2 前項の場合において、判定基準に掲げる要保護の管理区分に該当する職員（以下「要保護者」という。）については、各室等の長がとるべき保護措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

3 第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる病気の診断を受け、勤務を離れて療養を開始したときは、判定基準に掲げる要療養（A1）の判定を受けたものとみなす。

（1）・（2） [略]

4 [略]

（療養の報告）

第43条 各室等の長は、勤務を離れて療養する職員又はその療養期間を延長しようとする職員があるときは、職員療養（継続）報告書（様式第9号）を、健康診断実施責任者を経て総括安全衛生管理者に提出しなければならない。ただし、勤務を離れた期間が14日未満のものについては、この限りでない。

2 勤務を離れて療養する職員は、その療養期間3月ごとに療養経過報告書（様式第10号）を各室等の長を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。

3 健康診断実施責任者は、前項の療養経過報告書の提出を受けたときは、総括安全衛生管理者の指示に基づき、所要事項を記録しておかなければならない。

（健康管理区分の変更）

の指示に従い、健康診断終了後1月以内に、別に定める様式による健康診断受診届に必要な資料を添え、各室等の長を経て産業医に提出しなければならない。

2 前項の場合において、産業医が適当と認めたときは、健康診断を受けたものとみなす。

（健康管理区分の判定等）

第41条 産業医は、健康診断を実施したときは、当該健康診断を受けた職員（前条第2項の規定により健康診断を受けたものとみなされた職員を含む。）について別表に定める判定基準により健康管理区分の判定を行い、その結果を別に定める様式による健康診断結果判定通知書により各室等の長に通知しなければならない。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて企業局長が定めるものをいう。第46条第1項において同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、職員が次に掲げる病気の診断を受け、勤務を離れて療養を開始したときは、当該職員は同項の規定により要休業及び要治療の判定を受けたものとみなす。

（1）・（2） [略]

3 [略]

（療養の報告）

第43条 各室等の長は、勤務を離れて療養する職員又はその療養期間を延長しようとする職員があるときは、別に定める様式による職員療養（継続）報告書を、産業医を経て総括安全衛生管理者に提出しなければならない。ただし、勤務を離れた期間が14日未満のものについては、この限りでない。

2 勤務を離れて療養する職員は、その療養期間3月ごとに別に定める様式による療養経過報告書を各室等の長を経て産業医に提出しなければならない。

3 産業医は、前項の療養経過報告書の提出を受けたときは、総括安全衛生管理者の指示に基づき、所要事項を記録しておかなければならない。

（健康管理区分の変更）

第44条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、健康管理区分変更申請書（様式第11号。以下「変更申請書」という。）に医師の診断書（様式第12号）及び審査に必要な資料（以下「審査資料」という。）を添えて、各室等の長を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 第20条第2項の規定により要軽業、要注意又は要観察の措置を受けている職員が当該措置の変更又は解除を求めるとき。

(3) 判定基準に掲げる健康の管理区分に該当する職員が当該管理区分の変更を求めるとき。

(申請書を受理した場合の処理)

第45条 健康診断実施責任者は、変更申請書を受理したときは、当該変更申請書を、判定基準に従い、職員について、健康管理区分の判定を行い、その判定を健康管理区分判定通知書（様式第12号の2）により各室等の長に通知しなければならない。この場合において、要保護者については、各室等の長の執るべき保護措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

2 健康診断実施責任者は、勤務を離れて療養した期間が2月以上にわたる職員が出勤しようとするときは、前項の規定にかかわらず、変更申請書及び審査資料に文書による意見を付して総括安全衛生管理者に送付するものとする。

3 総括安全衛生管理者は、前項の規定による変更申請書等の送付を受けたときは、審査会の審査を経て判定基準に掲げる健康管理区分の判定をし、その判定を健康管理区分判定通知書により健康診断実施責任者及び各室等の長に通知するものとする。

4 [略]

(保護措置の通知及び報告)

第46条 各室等の長は、第20条第2項の規定により、保護措置をし、又は当該保護措置の変更をするときは、職員に保護措置等通知書（様式第13号）を交付して行わなければならない。ただし、電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法によらなければならない。

2 各室等の長は、前項の規定により職員に保護措置等通知書を交付したときは、速やかに、保護措置等報告書（様式第14号）により、健康診断実施責任者に報告しなければならない。ただし、第34条に規定する健康診断の結果に基づき保護措置をする場合においては、保護措置等報告書による報告を省略できるものとする。

第44条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める様式による健康管理区分変更申請書（以下「変更申請書」という。）に医師の交付した別に定める様式による診断書及び審査に必要な資料（以下「審査資料」という。）を添えて、各室等の長を経て産業医に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 職員が健康管理区分の変更を求めるとき。

(申請書を受理した場合の処理)

第45条 産業医は、変更申請書を受理したときは、別表に定める判定基準により健康管理区分の判定を行い、その結果を別に定める様式による健康管理区分判定通知書により各室等の長に通知しなければならない。この場合において、事後措置の必要な職員については、各室等の長の講ずべき事後措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

2 産業医は、勤務を離れて療養した期間が2月以上にわたる職員が出勤しようとするときは、前項の規定にかかわらず、変更申請書及び審査資料に文書による意見を付して総括安全衛生管理者に送付するものとする。

3 総括安全衛生管理者は、前項の規定による変更申請書等の送付を受けたときは、審査会の審査を経て別表に定める判定基準により健康管理区分の判定を行い、その結果を健康管理区分判定通知書により産業医及び各室等の長に通知するものとする。

4 [略]

(事後措置の通知及び報告)

第46条 各室等の長は、第20条第2項の規定により事後措置を講じ、又は当該事後措置を変更するときは、職員に別に定める様式による事後措置等通知書を交付して行わなければならない。ただし、電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法によらなければならない。

2 各室等の長は、前項の規定により職員に事後措置等通知書を交付したときは、速やかに、別に定める様式による事後措置等通知書により、産業医に報告しなければならない。ただし、第34条に規定する健康診断の結果に基づき事後措置を講ずる場合においては、事後措置等報告書による報告を省略できるものとする。

<p>3 前項の場合において、勤務を離れて療養した期間が14日以上にわたる職員について<u>要療養の保護措置</u>を解除したときは、<u>療養解除報告書（様式第15号）</u>により、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。</p> <p>（記録管理）</p> <p>第47条 <u>健康診断実施責任者</u>は、職員の健康診断及び第41条第1項に規定する健康管理区分の判定の結果その他必要事項について、総括安全衛生管理者の指示により記録し、管理しなければならない。</p> <p>（採用時の健康診断）</p> <p>第48条 管理課長は、職員を採用する場合は、その者の健康診断を行うとともに、当該健康診断の結果を、<u>各室等の長</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の健康診断は、総括安全衛生管理者の指定する医療機関において、採用者健康診断書（様式第17号）により、精密に行うものとする。</p>	<p>3 前項の場合において、勤務を離れて療養した期間が14日以上にわたる職員について<u>療養のため勤務させないこととする事後措置</u>を解除したときは、<u>別に定める様式による療養解除報告書</u>により、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。</p> <p>（記録管理）</p> <p>第47条 <u>産業医</u>は、職員の健康診断及び健康管理区分の判定の結果その他必要事項について、総括安全衛生管理者の指示により記録し、管理しなければならない。</p> <p>（採用時の健康診断）</p> <p>第48条 管理課長は、職員を採用する場合は、その者の健康診断を行うとともに、当該健康診断の結果を、<u>産業医</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の健康診断は、総括安全衛生管理者の指定する医療機関において、<u>別に定める様式による採用者健康診断書</u>により、精密に行うものとする。</p> <p>3 <u>第41条第1項の規定は、第1項の規定による健康診断が行われた場合について準用する。</u></p> <p>（秘密の保持）</p> <p>第49条 <u>職員の安全及び健康の確保に関する業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第20条、第41条、第45条関係）

健康管理区分				事後措置の基準
区分		判定基準		
生活規制の面	A	要休業	勤務を休む必要がある場合	休暇、退職等の方法により、療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B	要軽業	勤務に制限を加える必要がある場合	職務又は勤務場所の変更、休暇等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C	要注意	勤務をほぼ平常に行ってよい場合	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限すること。
	D	健康	平常の勤務でよい場合	
医療の面	1	要治療	医師による直接の医療行為を必要とする場合	必要な治療を受けるよう指示すること。
	2	要観察	定期的に医師の観察指導を必要とする場合	観察指導を受けるよう勧奨し、及び発病又は再発防止のため必要な指導等を行うこと。
	3	健康	医師による直接の医療行為又は観察指導を必要としない場合	

様式第1号から様式第17号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の企業局安全衛生規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により次の表の左欄に掲げる健康管理区分の判定を受けている職員は、この規程による改正後の企業局安全衛生規程（以下「改正後の規程」という。）の規定によりそれぞれ同表の右欄に定める健康管理区分の判定を受けたものとみなす。

要療養（A 1）	要休業及び要治療
要療養（A 2）	要休業及び要観察
要軽業（B 1）	要軽業及び要治療
要軽業（B 2）	要軽業及び要観察
要注意（C 1）	要注意及び要治療
要注意（C 2）	要注意及び要観察
要観察（D 2）	健康及び要観察
健康（D 3）	健康

3 この規程の施行の際現に改正前の規程の規定により講じられている保護措置は、改正後の規程の規定により講じられた事後措置とみなす。

4 改正後の規程に規定する別に定める様式は、この規程の施行の日以後に提出し、又は交付する報告書等又は通知書について適用し、同日前に提出し、又は交付した報告書等又は通知書については、なお従前の例による。